

議員（古川 幸義）

10番、古川 幸義でございます。

通告順により次の質問を致しますので、関係する各課についての答弁をよろしくお願ひ致します。

質問に入る前に、今回の農業振興地外の遊休農地の質問については平成22年より、これまで6回と重ねての質問でございます。

今までの当局から頂いたご答弁を確認しながら、再度質問させていただきます。

1点目として農業振興地外の農地について。

平成16年以降、農業振興地、農業振興地外として農地の用途の線引きが行われ、農業振興地では農業振興地制度を設け、市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域で農地転用を禁止する制度を設けています。また農業交付金として、農山漁村の振興やイノベーションを支援するために国が都道府県や市町村に交付する金額もあります。農業振興地域と農業振興地域外での農業交付金の差は、次のようになっております。

農業振興地域では、農用地利用計画に基づいて、農用地区域内の土地は原則として農業上の用途に供することが義務付けられています。そのため、農業生産基盤整備事業等の国の直轄補助事業及び融資事業による支援が優先的に行われます。

農業振興地域外では、農用地区域が指定されていないため、農地転用許可制度による規制が適用され、農業交付金などは特定されておられません。

以上が、町村での農業振興地と農業振興地外での農業交付金や規制の差です。

農業を継続する上では、農業振興地と農業振興地外では、ますます格差が広がっている状態であります。現在、農業振興地外で農業を従事している人は高齢化、担い手不足、農業経営悪化などで農業を離れている人が多く、荒廃地の増加、放置田の増加など対策を急がされているのは事実です。そのような状況に対しまして、農業振興地外での対策について質問して参ります。

農業振興地外にて、問いは農地中間管理機構による効果・実績はという質問でございます。

農地中間管理機構は、農地の所有者と利用者の上に立って、農地の貸借や管理を行う組織であります。農地中間管理機構によって、農地の有効利用や担い手の確保が促進されますとありますが、本町では農業振興地外での実績・効果はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の農業振興地域外における農地中間管理機構による効果・実績についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問にあります農地中間管理機構につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、各都道府県に設置されている組織です。

県では、香川県農地機構が農地中間管理機構として知事から指定を受けており、同機構の集積員が平成26年度から産業課に駐在し、町内の農地の貸借、担い手の育成、遊休農地の解消を行うなど農地の集積を目指しているところでございます。

農業振興地域外の農地につきましては、農地法第3条申請や町が策定した農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、それまでは個人が農業委員会に届出をしていましたが、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律によって香川県農地機構を通じた貸借も可能となり、本町では令和2年4月1日申請分から受付を開始し、町内全域の農地で香川県農地機構を通じた貸借を行うことが出来るようになりました。

令和2年度から令和4年度までの農業振興地域外における貸借の実績・効果と致しましては、累計として231筆、19.3ヘクタールの貸借が行われました。これは、この3年間の機構を通じて貸借された面積の24.4%に当たります。

現在では、221筆18.5ヘクタールが香川県農地機構を通じて貸借されており、現在機構を通じて貸借されている面積の14%に当たります。

議員ご指摘の農業従事者の高齢化や担い手不足による遊休農地の増加につきましては、町内全域で取組むべき課題と認識しております。

今後も県及び香川県農地機構と連携を図りながら、遊休農地の解消や農地の集積に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問に入らせて頂きます。

農業振興地外の補助金は活用出来ますか。例えば、荒廃農地の再生事業費補助金や荒廃農地再生利用事業費補助金などの活用は可能でしょうか、お伺いします。

産業課長（村井 崇一）

古川議員の農業振興地域外の補助金は活用出来ますかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により決定されるものであり、概ね10年を見通した農地利用を考慮して計画が立案されるものです。

計画におきましては、農用地等として利用する土地を農用地区域として設定し、農業の発展に必要な措置が集中的に行われるものとなります。

このことから、日本型直接支払型交付金である中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等、農地を対象とした国の補助金は、農業振興地域を対象として制度設計されております。

議員ご質問の荒廃農地を再生する国庫補助金としては、国・県・市町で実施する荒廃農地等利活用促進交付金がありますが、こちらの交付金につきましても、その対象は農業振興地域となるため、農業振興地域以外では活用することが出来ないもの

となっております。

このような状況でございますが、農業振興地域以外の農地も本町にとっては大切な農業基盤であると認識しており、本町におきましては、これまで単独県費補助土地改良事業の農業振興地域外の地元負担を農業振興地域内と同等にするなどの策を講じてきたところでございます。

ご質問頂きました荒廃農地の件に関しましても、今後は他の自治体の状況を調査し、本町の実情に即した支援方法について研究してまいりたいと考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問を致します。再質問ともう一つは、私が調べた資料がございますので、ちょっと紹介させていただきます。

農業振興地外の地域で放置田となっている土地の解決策について、放置田を農業ビジネスに活用する方法として耕作放棄地を解消し、収益の高い農業美施設に転換する方法で、作業負担の少ない作物や鳥獣被害に強い作物を栽培、もう一つは太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギー事業に取り組む方法ですね。それからもう1点は、観光農園や体験農園など地域資源に活用した事業に参入の対策があります。

過去の答弁として、一般質問に対して平成24年度の答弁を引用を致しますが、農業振興地以外でも戦略的作物の栽培に関しては、耕作放棄地再生利用対策の要件を一部可能であり、農業振興地外でも適用すると答弁されております。しかしながら、若干、年数が経っておりますので変更がされており、ただ今の村井産業課長の回答ですが、農業振興地域以外では活用出来ないということは、先ほど確認致しました。この再生利用の一部緩和ですが、この前の答弁の経緯では、中間管理機構の集約化するという答弁が度々重なっておりました。戦略作物を生産するのであれば、耕作放棄地再生利用対策の助成が受けられると判断致しておりましたが、数年間の実績で取りやめていくと聞いております。

そこで、再質問に入ります。農業振興と農業振興地外としての線引きを行った時点で、用途地域としての役割や地域を都市計画にて、白地地域の土地利用コントロールや都市計画道路を整備として挙げ、農業振興地外においては、農業から土地有効利用として計画を行うとして、都市計画プランにはプランニングされております。今日においても白地地域の土地利用コントロールや都市計画道路等整備は、まだ実行には至っておりません。まさに放置田と言っても過言ではございません。計画が行われていない理由などあれば、答弁をお願い致します。これは都市計画マスタープランを行った建設課に答弁を求めます。

建設課主幹（喜田 浩希）

ただ今の古川議員の都市計画についての質問について答弁させていただきます。

現在、都市計画事業と致しましては、駅の周辺の整備を行ってきているところではございます。

整備事業以外につきましては都市計画法に基づきまして、将来のまちづくりに必要な用途地域や道路などについて、都市計画決定を行っております。また、用途地域では、エリアごとに土地利用について計画性を与え、建物の用途について相互に悪影響を与えないように図っております。用途地域外におきましては、近年、農地が住宅用地に転用されるケースが増えております。市街地に未利用地が増加している状況もございまして、これらを踏まえまして本町ではコンパクトなまちづくりへ誘導する計画と致しまして、立地適正化計画を策定しております。立地適正化計画では用途地域内におきまして居住を誘導する区域、都市機能を誘導する区域を設定するとともに居住誘導区域外での一定の規模の開発行為や建築行為を行う場合には、届出が必要としております。コンパクトシティーに向けた取組を現在も行っておるところでございます。また、今後も土地の利用につきまして適正な制限により合理的な土地利用が図れるように努めてまいりますので、ご理解の方、よろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の再質問の答弁に対しまして、再々質問を致します。

都市計画マスタープランですね、平成16年に農業振興地と農業振興地外を線引きしまして、地域の有効性を図るために広域道路の設置から始まりまして、様々な計画ってというのが都市計画マスタープランで行われました。しかし、私も何度もこの議会で質問致しましたが、例えば277号線の線路を跨いで11号線から、より浜街道にアクセス出来る広域道路の整備、これは用途地域を農業振興地外から欠いたという時点で、やはり長期的な計画がなされて当然だと思っておりました。しかしながら、この計画は20年以上凍結されております。ですから、都市計画を決めた以上では、10年間を目途にして繰り返し繰り返し、計画を立てて実施されなかったら、次は見直しを掛けて、もう1回さらに見直しを掛けていきながら模索していくのは当然のことだと思うんですね。ですから、この都市計画でその土地を決めたということは、その計画性について例えば1点に絞りますけど、広域道路の整備は、どうしてもこの計画区域内を整備するに不可欠な問題でございます。その1点、再々質問致しますので、よろしくお願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の再々質問について答弁をさせていただきます。

古川議員さんの言われてる都市計画道路につきましては、277号線の件だと思いますが、見直した中で事業の方は県の方に要望してまいりますということで、今までも答弁させて頂いております。

都市計画における用途内の農地につきましては、市街化区域において道路・公園等

の整備を進める中で、周辺の環境も含め農業振興への配慮も考えながら、今後もまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

今建設課長の答弁の中に、環境の整備っていう風な形で言われましたが、今現在、放置田においては荒廃して雑草が2メートル余り生えたところが私どもの地域では11ヘクタールほどございます。11ヘクタールある中で、その環境を守ろうとして、今ボランティア活動で草刈りを行っておりますが、なかなか担い手も居ずに、今後はボランティアの活動を継続することが非常に難しくなっております。ですから農地としての部分から脱却して用途地域として、地域の役割が果たせるように是非ともお願いしたいと思えます。

これは再質問じゃなく、要望として止めさせていただきます。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目の質問は、介護保険制度についてを質問致します。

2024年から改定される介護保険制度は、医療報酬、介護報酬・障害福祉サービス報酬改定の「トリプル改定」も同時に行われる予定とされております。2022年より社会保障審議会（社保審）での議論を重ね準備が進められていますが、介護保険を利用する側は利用料金の増大や負担割合の変更など利用者においては深刻な問題であります。よって、今回の改定される予定の内容や利用者負担についてお伺い致します。

問いとしましては、利用料金1割から2割となる場合において、本町での対象者は何名でしょうか。お伺い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の利用料金が1割から2割となる場合についてのご質問に答弁をさせていただきます。

介護保険制度は3年に1度改定があり、令和6年度が改定の年となりますが、制度や報酬の改定など現在は情報が入っていない状況であります。

ご質問の利用料金の負担割合は、介護保険法第49条の2及び第59条の2の規定に基づき、利用者の負担割合が決まっております。

現在、負担割合は1割から3割までがあり、2割負担の方は本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満の方で、同一世帯にいる65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額を合わせた額が単身者の場合は280万円以上340万円未満、2人以上の世帯の場合は346万円以上463万円未満の方であります。令和4年8月更新時の2割の方は87名でした。

今後も引き続き、介護保険制度や報酬改定など国の動向に注視していきたいと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に致しまして、再質問致します。

今年度において、5項目のうち決定ははまだ決定されておらず、先送りの案件が多いと存じておりますが、介護料金の2割負担、福祉用具、貸与のみのケアプランのカット、小規模法人の大規模化、多床室の部屋料の負担の見直しなど、今後、改定される可能性は大でございます。ますます利用する人の負担増大は、免れないことになると推察致します。よって今後の動向を見ながら、改正に向けての早めの対策をしていくことが大事とお答えされましたが、改定が決まってからは、町としての対策を練るんじゃなく、今後変わる改定に対して準備段階を踏んでいくっていう姿勢も市町村に求められるのではないかと思います。それで今後、本町でその準備段階として行われることがあれば、お伺い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今、国の方では正式に介護保険制度のこととか報酬改定のごことは正式にこちらの方には何も来ておりませんが、その準備段階と致しましては、やはり地域包括ケアシステムの構築を進めていくということが考えられると思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今再質問で答弁された地域包括ケアシステム、これはなかなか難しい事業だと思っております。国が地域包括ケアシステムを開始しまして、早や10年にはなるとは思いますが、なかなか実施が全国的に及ばなくて、その対応が出来ない問題が多々あると思っております。本町は地域包括ケアシステムがかなり実施をされて、他の市町と比べると非常に進んでる部分があると思っております。そこで、地域包括ケアシステムの中で医療と介護とその居場所ですね。介護ボランティア等の全体を連携したシステムについて、今後、介護、またそのボランティアとなる母体が高齢化を迎えております。やはり2年・3年となりますと介護ボランティアの人が利用客になるという風な形も出ております。また、自治会や老人会やボランティアのNPOの法人ですね、そこが段々高齢化して、先では、かなり担い手が非常に少なくなって来ることと、その反対として利用者がどんどん増えて来ると。だから、これは今のうちに対策を練らなきゃいけないと思うんです。また、そのような傾向があるか、再々質問になりますが、ご答弁お願いしたいと思っております。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

地域包括ケアシステムは、介護の事業者、病院などの医療機関、それと、その他のサービスとしてNPO法人の活動、ボランティアさんの活動、自治会、老人クラブの活動で在宅でおる高齢者を支えていくっていうのが、地域包括ケアシステ

ムだと思っております。

ボランティアさんでの活動と致しまして、平成29年度から通いの場として、高齢者の居場所の補助金を実施しております。平成29年、実施した当初にありましては、通いの場は8団体の申請がありました。通所型Bサービス、住民主体の通所型サービスを実施しているところは2団体でありました。しかし令和5年度におきましては、住民主体の通所Bにおきましては、3団体に増えております。通いの場も令和5年度申請団体数は26団体に増えて来ておりますので、地域の中でも徐々にそういう活動が増えて来ていると認識しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対して再質問ではございませんが、やはり地域包括ケアシステムが連携していく上で、大変医療と介護は分類されていまして、その連携というか接続が非常に難しい問題が多々あると思います。また、医療制度も介護制度も、年々年々複雑になっておりますので、やはり、一層の連携を図るために一つの工夫とか、一つの新しいプランが必要になると思います。是非とも充実の方をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。今後、利用者が増大するため、介護予防に対する取組が必要となりますが、対策方針はどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の高齢者の介護予防の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに介護保険制度の持続可能性を維持するため、地域包括支援センターでは65歳以上の方を対象に様々な介護予防の取組を行っております。その一つとして運動や認知症の予防のための介護予防教室を地域交流センターや各地区公民館、健康センターで開催しています。介護予防教室に参加することで高齢者の体力の向上や地域や人との交流が促進され、それが生きがいとなり、介護予防に繋がっています。また、住民ボランティアによる体操や趣味の講座などを行う高齢者の居場所があります。家に閉じ籠もることなく自分に合った居場所を開催したり、参加したりすることで社会と関わり介護予防になっています。今後も高齢者の尊厳を保持しながら個々の有する能力を環境に応じた日常生活を営むことが出来るよう、様々な方法で住民の介護予防を支援し、推進してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問致します。

まず、今後の利用客が増大するためというのが前提でございます。その根拠は一

体何かと言いますと、今、団塊の世代が75歳から76歳。あと2年後で78歳、2025年問題とは、団塊の世代の1番最初に向かうところが78歳になるようなことでございます。その中で私、答弁書を今日貰ったんですが、調べたところによりますと私のデータが間違っていたら大変恐縮ですが、65歳までの介護利用度っていうのは、年齢でいきますと約28%、それから65歳から70歳までは、2.8%ぐらい。それから65歳から70歳までが約8.8%、これは全国平均でございますが、それを12%とか14%になっているところもございます。で、80から85が全国平均25.8%なんです。25.8%になると80になると、一気に介護を利用しなければいけない人が増える訳なんです。ということは、75から80までの間で何とか手を打たないと。この10%から25%倍増する訳ですね。倍というか3倍近く。8.8%から25.6%、3倍なんですよね。その3倍が急激に増えてくるということは、介護予防する上で、この年代に団塊の世代が、25年・26年になると、これから先は介護をする団塊の世代で1番多い人口形成の年代人数ですね、その方がどっと増える訳ですから。国は今、介護保険料の枠で、今後利用者がどんどん増えてくると。それは、人口構成とか年齢による介護度の利用が絶対増えて来るんだということで、料金の改定とか色々サービスについて見直しをやったと思うんです。そこで、介護予防に対する取組ですね。私は、非常に重要なポイントだと思っております。国、行政から市町に対して介護予防、今からやっていきなさいというのは、明記はされておりませんが、この明確なメッセージだと思うんですね。香川県の知事もこの間は、健康寿命の延伸、そのようにタイトルを上げられております。いずれは、介護予防、今までたくさん質問しておりましたが、なかなか難しい予算の問題とか国が介護予防を推進していく時に、具体的な策はないので、市町としては、なかなか実践出来ないのが現実でございます。この介護予防の取組について一つ提案をさせていただきますが、これについて答弁を頂きたいと思うんですが。介護予防、健康寿命を伸ばすためのアワードというのがございまして、アワードとは表彰ですね。そういう事業をしているところを評価するというところでございますが、健康寿命を伸ばすためのアワードとは、厚生労働省とスポーツ庁が主催する表彰制度であります。この制度は、健康寿命や生活習慣病の予防や介護予防や高齢者の生活支援、そういうものを取り組んで行っている団体、また自治体を表彰し、今後の模範となるような制度を含めて、健康寿命を伸ばすためのアワードとしております。本町でも、そういう風な事業所をどんどん応援して行って、どんどん表面に、こういうところがあるというアワードですね、これも大事なんじゃないかと思っておりますので、これについて健康寿命、それから介護予防、介護年齢を延伸するためには、どうしても必要になると思うんで、恐れ入りますが、質問をお願いしたいと思います。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

古川議員のおっしゃるアワードのやり方は、素晴らしいやり方だと思っております。しかし現在、多度津町におきましては、そういう仕方はしておりませんので、今後、その評価の仕方等を研究していく必要があるかと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

健康寿命を伸ばそうとしての取組が行われていますが、本町ではどのような取組を行いますかについて質問致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の健康寿命を延ばす取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。健康寿命を延ばす取組として、生活習慣病になりやすい40歳前後から運動習慣を取り入れ筋肉量を維持していく必要があります、各種健康セミナーや運動教室等で周知啓発を行っております。また、高齢者におきましては、健康を損なう初めのきっかけが社会との繋がりを失うことであります。長年勤められた会社を退職し、社会との繋がりが低下することによって生活範囲が低下し、徐々に心が低下することで食欲不振となり、口腔機能や栄養が低下、最終的には身体機能が低下し、健康が損なわれてきます。

そういうことから本町におきましては、高齢者が家に閉じ籠もることなく外出し、社会との繋がりを持つことを目的とし、高齢者福祉タクシー券の交付を行ったり、住民主体で高齢者の居場所を開設したり、移動支援を行っている団体に運営補助を行ったり、65歳になった年度の方をご招待し、仲間づくりや趣味を発見する機会を設けたりしております。中でも住民主体で行っている居場所や移動支援におきましては、運営しているボランティアの方にとっても参加や利用している方にとっても相互に健康寿命を延ばす働きをしており、こういった個々の出来る範囲で助け合える互助の活動に今後も支援していきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の課長の答弁ですね。本町としても様々な介護予防に対しての取組が行われているのは良く分かります。これ、再質問ですから。ちょっと長いですが、お聞き下さい。

先月、新体力テストとして、一つの組織、一つのグループが6分間歩行した時の血圧の変化、心拍数、それから血液を採取しまして、乳酸値を測定して、どれだけ疲労度が変わってるか。また、片足立ちで2分間、目を開けて。これがどれだけ出来るかと。これは体幹筋肉があって、自分を鍛える機能がいくらあるかという検査ですね。それから握力ですね。それから障害物のことについて、そういう

ものを測定すると個人個人の皆さん方の体力がどれだけ弱点がどこにウィークポイントがあるか、どこが1番弱いのか。私は、体幹筋肉が弱いのだとか、心拍数が非常に上がって、これだけの急激な運動に耐えられないとか、そういうことを測ることによって、今後、自分が1番弱いところというのも分かります。こういう新体力テスト、これは高齢者保険課の範囲じゃなくって、横の福祉保健課長の担当のことですよね。ちょっと違うんですけどね。新体力テストは、厚労省じゃなくって文科省ですね。ですからちょっと違うんですけどね。そういう風なことをすると介護度レベルが自分で分かると。だから、介護施設行かれてる方、自分のそういう検査をしていくと、自分の介護レベルっていうか今から介護になっていくっていう風なことが分かると思うんですね。こういう取組に対して町の方は、今後の取組として取り入れていくと細かいデータが分かりますし、そういう機会を作って頂きたいんですが、いかがでしょうか。

義長（村井 勉）

古川議員、何が聞きたいんですか。

議員（古川 幸義）

新体力テストで個人の弱点を測って、介護予防に繋げるという質問でございます。

答弁が難しいんで委員会で、また、答弁してもらいます。

突然の質問で申し訳ございません。ただ、健康寿命の延伸とか介護年齢の延伸ということについては、個体個体のウィークポイント、弱点を知ることから介護予防に繋がって有効な手段となりますので、今後、町の方としても取り入れて頂ければよろしいかと思えます。これは私の希望ですので、答弁は結構です。

以上で、私の質問を終わります。どうも有難うございました。